

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

○氏名が変わったとき

年金を受けている人が結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届」を10日以内に提出してください。変更後の新しい年金証書が発行されます。

ただし、遺族年金を受けとっている人で、氏名が変わった理由が結婚や養子縁組（直系血族または直系姻族の養子となった場合は除きます）の場合は、遺族年金を受け取ることができなくなりま

すので、「遺族年金失権届」を10日以内に提出しないと いけません。

■提出方法

氏名が変わったことをお近くの年金事務所または役場へ10日以内に届け出てください。国民年金を受けている人の用紙は、市・区役所又は町村役場の国民年金の窓口

にあります。

「年金受給権者氏名変更届」の提出には、次の書類が必要です。

- ① 老齢年金や障害年金を受けている人
- ・ 年金証書
- ・ その他次のいずれかが必要です。
- ・ 届書にマイナンバー（個人番号）を記入（届書に市区町村長の証明
- ・ 戸籍抄本または住民票の写し（コピー不可）の添付

○寡婦年金について

- ② 遺族年金の受給権者
- ・ 年金証書
- ・ 戸籍抄本等、氏名変更の理由を明らかにする書類を添えてください。

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった時に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維

持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。年金額は、夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3です。

亡くなった夫が、障害基礎年金の受給権者であった場合、老齢基礎年金を受けたことがある場合は支給されません。

- お問い合わせ
- ねんきんダイヤル ☎0570-051165
- 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>
- 旭川年金事務所
- 年金の加入手続き、納入相談など
- ☎0166-27-1611
- 年金相談の予約など
- ☎0166-72-5004
- 役場税務住民課年金担当
- ☎4-2511
- 内線116・117
- ☆4-251103

巡回相談が開催されます

お知らせ

暮らしに関する悩みごと、困りごとの巡回相談が開催されますのでお気軽にご相談ください。（仕事、お金、家族、人との関係のことなど）

■開催日時

- 9月12日（水）
- 10月10日（水）
- 11月14日（水）
- 12月12日（水）
- 各日とも10時～12時

■申込先

開催日の2日前までに役場保健福祉課に電話で

申込みください。

役場保健福祉課

- ☎4-2511内線124
- ☆4-251104

■実施主体・お問い合わせ

かみかわ・くらし安心センターほっと（北海道上川総合振興局から委託を受けた生活協同組合北海道高齢協の自立相談支援センター）

- ☎0166-59-5003

■その他

相談開始時間確認等のため、実施主体が電話連絡することがあります。

講習更新免許証更新講習 (9月6日から10月4日まで)

名寄文化センター会場

- 違反運転者講習(2時間)
10月4日(木)14時
- 初回更新者講習(2時間)
9月10日(月)14時
- 一般運転者講習(1時間)
9月10日(月)17時30分
9月13日(木)14時
- 優良運転者講習(30分)
9月10日(月)13時
9月13日(木)13時

下川交通防犯センター会場

- 優良運転者講習(30分)
9月6日(木)13時